



2010年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 13:30~14:30(60分)

注 意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 中途退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/fp/list/fp/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員であるAさんは、40歳になったことに伴い、給与から公的介護保険料が天引きされていることに気づいた。また、かつてAさんの父Bが公的介護保険の給付を受けたことがあり、かつ、父Bは現在老齢年金を受給中であることから、Aさんは自分自身の老後生活が気になりはじめた。そのため、公的介護保険の仕組みやAさん自身の将来の年金見込額等について、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

Aさんおよび家族に関する資料

Aさん（満40歳）：昭和44年7月10日生まれ

全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険に加入中

父B（満67歳）：昭和17年7月3日生まれ

Aさんと同居。Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

公的年金（老齢年金）を受給中。年金額（年額）は、1,624,200円。

Aさんの公的年金の加入歴（見込みを含む）

	20歳	22歳（大学卒業後入社）	60歳
Aさん	国民年金 納付済 (33月)	厚生年金保険 (447月)	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 公的介護保険について、ファイナンシャル・プランナーが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の公的医療保険加入者は、公的介護保険の第2号被保険者となる。
- 2) Aさんの父Bに係る公的介護保険料は、現在、特別徴収により父Bの公的年金から天引きされているが、所定の手続をすることにより、特別徴収から口座振替による普通徴収に変更することができる。
- 3) Aさんに係る公的介護保険料は、健康保険料に上乗せする形で給与から天引きされるが、健康保険料とは異なり、事業主の負担はなく全額自己負担である。

《問2》 Aさんは、公的介護保険と公的医療保険の一部負担金および給付について知りたいと思っている。ファイナンシャル・プランナーが説明した次の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

Aさんが業務外の傷病等により入院し、保険医療機関から療養の給付を受けた場合の一部負担金の割合は、原則として、医療費の3割である。なお、1カ月の一部負担金が自己負担限度額以上に達する場合は、()として自己負担限度額を超えた分について払戻しを受けるか、事前に所定の手続を行うことにより、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができる。

また、Aさんが、原則として、75歳になると、後期高齢者医療制度の被保険者となり、当該制度から療養の給付を受けた場合の一部負担金の割合は、現役並所得者等に該当しなければ、医療費の()割である。

なお、Aさんの父Bが、公的介護保険の給付を受けたときの一部負担金の割合は、食費等を除いて、原則として、負担した費用の()割である。

- | | | | |
|----|-------|---|---|
| 1) | 高額療養費 | 1 | 1 |
| 2) | 高額医療費 | 2 | 2 |
| 3) | 高額療養費 | 3 | 2 |

《問3》 Aさんは、65歳から受けることのできる老齢厚生年金（報酬比例部分）の金額を試算することにした。《設例》および下記の資料に基づいて計算した年金額（平成21年度価額）として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、下記の資料に記載のない事項については考慮しないものとし、計算結果は円未満を切り捨てること。また、およびの金額は、問題の性質上伏せてある。

資料

(1) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額

・平均標準報酬月額 300,000円

・平均標準報酬額 400,000円

(2) 厚生年金保険の被保険者期間

平成15年3月まで（132月）

平成15年4月以降（315月）

(3) 報酬比例部分の年金額 = (+) × 1.031 × 0.985

= 円 × 7.5 / 1,000 × 被保険者期間の月数

= 円 × 5.769 / 1,000 × 被保険者期間の月数

- 1) 1,023,900円
- 2) 1,039,800円
- 3) 1,122,900円

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、余裕資金の一部を使い、債券投資を始めたいと考えている。しかしながら、Aさんはこれまで債券投資を行ったことがないため、その基本的な仕組みに加えて、債券投資を行ううえで参考になる経済統計や金融政策の基本について調べることにした。

《問4》 景気や経済の指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 有効求人倍率は、その倍率が1倍を超えた場合、企業等の求人数が求職者数より多いことを示している。
- 2) 企業物価指数（CGPI）と消費者物価指数（CPI）を比較した場合、企業物価指数のほうが、原材料価格や為替相場の変動などの影響を受けやすいため、短期的な変動が大きくなる傾向がある。
- 3) 景気動向指数のCI（コンポジット・インデックス）は、景気の局面（上昇・下降）の判断には有効であるが、景気変動の大きさや量感の判定には適さない。

《問5》 市場の金利の変動要因および日本銀行の金融政策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 海外の金利が日本の金利よりも高い場合、一般に海外の債券に対する投資需要が増えるため円高要因となる。
- 2) 国内の景気が低迷している場合、日本銀行が公開市場操作として行うのは、通常、売りオペレーションである。
- 3) 物価が大幅に上昇した場合は、一般に、市場金利の上昇要因となる。

《問6》 Aさんは、債券のうち、変動金利型の個人向け国債への投資を検討している。変動金利型の個人向け国債に関する次の文章の空欄 ～ に入る数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

個人向け国債のうち、変動金利型には（ ）年満期のものがあり、購入単位は（ ）万円である。変動金利型の（ ）年満期のものの適用利率は、基準となる時点の「（ ）年固定利付国債」の平均落札価格を基に計算される複利利回りの基準金利から、0.80%を差し引いた値となるが、（ ）%の下限が設定されている。

- 1) 10 1 0.05
- 2) 5 1 0.10
- 3) 10 10 0.10

(メモ余白)

【第3問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（55歳）はX株式会社（以下、「X社」という）の役員であり，平成21年分の収入として，下記のとおりX社からの給与収入および上場会社であるZ株式会社（以下、「Z社」という）からの配当金に係る配当収入がある。

Aさんの平成21年中の収入等の状況

・給与収入

X社からの給与収入の金額　：　1,200万円

給与所得の金額　：　970万円（給与所得控除後）

・配当収入

Z社（上場会社）からの配当金　：　50万円（源泉徴収税控除前の金額）

なお，Aさんは，Z社の発行済株式総数の5%以上を保有する大口株主等ではなく，配当所得については確定申告不要制度を選択している。また，Z社株式を取得するための負債の利子はない。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 平成21年中に居住者が支払を受ける上場株式等の配当等（発行済株式総数の5%以上を有する大口株主等が支払を受けるものを除く）の税務上の取扱いに関する次の記述のうち，最も不適切なものはどれか。

- 1) 国内上場株式等の配当等に係る配当所得について，総合課税を選択し，所得税の確定申告を行う場合は，税額控除として配当控除の適用を受けることができる。
- 2) 国内上場株式等の配当等の支払を受ける際には，20%（所得税15%・住民税5%）の税率で源泉（特別）徴収される。
- 3) 国内上場株式等の配当等について，所定の要件を満たせば，当該配当所得の金額から，同年中，またはその年の前年以前3年以内に生じた国内上場株式等の譲渡損失の金額を控除することができる（前年以前の所得計算において，損益通算または繰越控除の適用を受けた部分の金額を除く）。

《問8》 Aさんの平成21年分の所得税の計算上の総所得金額は，次のうちどれか。

- 1) 970万円
- 2) 1,020万円
- 3) 1,250万円

《問9》 給与所得者の確定申告に関する次の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

給与所得者は、原則として、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税が完了するが、以下のいずれかに該当する場合などには所得税の確定申告をしなければならない。

- ・その年中に支払を受ける給与等の収入金額が年間()万円を超える場合
- ・1カ所から給与等の支払を受けている者で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が年間()万円を超える場合

また、給与所得者で、確定申告をする必要がない場合であっても、年末調整では控除されない()の適用を受けることができる場合には、所得税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができる。

- | | | | |
|----|-------|----|---------|
| 1) | 1,000 | 38 | 医療費控除 |
| 2) | 1,500 | 38 | 地震保険料控除 |
| 3) | 2,000 | 20 | 医療費控除 |

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

土地の購入を検討しているAさんから、不動産登記に関する相談を受けたファイナンシャル・プランナーは、入手した下記の土地の全部事項証明書（抜粋）の記載内容の確認を行った。

千代田区***1丁目5-1			全部事項証明書 (土地)	
【表題部】 (土地の表示)			調製 平成 年 月 日	地図番号
【不動産番号】 0123456789			余白	
【所在】 千代田区***一丁目			余白	
【地番】	【地目】	【地積】 m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】
5番1	宅地	100.00	5番1, 5番2に 分筆	平成元年4月24日
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第 2条第2項の規定により移記 平成 年 月 日

【権利部 (甲区)】 (***)に関する事項				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	平成元年5月24日 第****号	平成元年5月24日売買	所有者 東京都***区*丁目*番*号 田中一郎
2	所有権移転	平成17年4月1日 第****号	平成17年4月1日売買	所有者 東京都***区*丁目*番*号 鈴木太郎

設問の都合上、全部事項証明書の***の部分は伏せてある。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 設例の全部事項証明書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 設例の全部事項証明書に記載されている土地の敷地内に、住宅を新築した場合の「住居表示に関する法律」に基づく「住居表示」は、必ず「千代田区***1丁目5-1」となる。
- 2) 権利部(甲区)には「所有権に関する事項」が記載されている。
- 3) 権利部(甲区)から、現在の当該土地の所有者は田中一郎さんと推測できる。

《問11》 不動産登記に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 不動産登記記録には公信力があるため、不動産登記記録の内容を信じて取引した者について、原則として、その権利は保全される。
- 2) 法務局には、いわゆる14条地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、登記された各筆の土地の位置、形状および地番を表示した図面として、いわゆる公図が備え付けられている。
- 3) 不動産登記制度のオンライン化により、新たな登記名義人には従来の登記済証(権利証)の交付に代わって、登記識別情報が通知される。

《問12》 不動産登記に係る費用に関する次の文章の空欄 ~ に入るべき語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。

土地や建物の売買等による取得に伴って所有権移転登記をする場合には、()が課される。()は()であり、所有権移転登記の際に課される()の課税標準はその不動産の時価であるが、実務上は、当分の間、()当該不動産の価格を基礎として定められている価額となる。

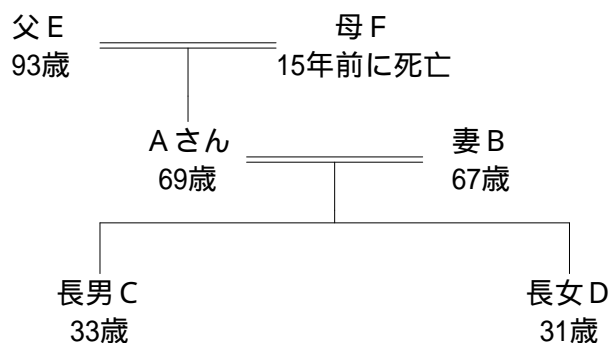
- | | | | |
|----|-------|-------|----------------|
| 1) | 登録免許税 | 道府県民税 | 売買契約書等に記載された |
| 2) | 固定資産税 | 道府県民税 | 固定資産課税台帳に登録された |
| 3) | 登録免許税 | 国税 | 固定資産課税台帳に登録された |

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、下記の財産を所有しているが、将来の相続のことを考え、現在所有している更地に、新たに賃貸用アパートを建てるかどうか検討している。

なお、Aさんの親族は全員が日本国籍で、かつ、日本国内に住所を有し、財産はすべて日本国内にあるものとする。



Aさんの所有する財産の状況

自宅の土地 : 1億2,000万円（相続税評価額）

自宅の建物 : 3,000万円（相続税評価額）

土地（更地） : 1億2,400万円（相続税評価額）

Aさんが加入している生命保険の契約内容

保険の種類 : 終身保険

契約形態 : 契約者（＝保険料負担者）・被保険者＝Aさん
死亡保険金受取人＝妻B

死亡保険金額 : 3,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 長女Dが、Aさんに係る相続を放棄する場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 仮に、現時点でAさんが死亡し、長男Cが相続を放棄しなかった場合、父Eは民法上の法定相続人とはならない。
- 2) 仮に、現時点でAさんが死亡し、長女DがAさんの相続の開始があったことを知った時から、原則として、3カ月以内に相続を放棄等する旨の申述をしなかった場合、長女Dは単純承認をしたものとみなされる。
- 3) Aさんの承諾があれば、長女Dは、Aさんの生前に相続の放棄をすることができる。

《問14》 Aさんが死亡した場合の、Aさんに係る相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額に算入される死亡保険金の額は、妻Bが受け取る3,000万円から非課税限度額である「500万円×3人=1,500万円」を控除した1,500万円である。
- 2) Aさんの相続に係る相続税の課税遺産総額の計算上、課税価格の合計額から差し引く遺産に係る基礎控除額は、「5,000万円+500万円×3人=6,500万円」である。
- 3) Aさんの相続に係る相続税の法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額の計算上、課税遺産総額に乗ずる長男Cの法定相続分は4分の1である。

《問15》 仮に、Aさんが現在所有している更地に賃貸用アパートを建築した場合、当該アパートの敷地である貸家建付地の相続税評価額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、借地権割合は70%、借家権割合は30%、賃貸割合は100%とし、参考式を基に計算すること。

参考式

貸家建付地の相続税評価額 = 自用地評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)

- 1) 3,720万円
- 2) 8,680万円
- 3) 9,796万円

(メモ余白)